

学生と教員の見方

【学生の見方&考え方】
(4年 芦澤美月)

4年間の不動産学部の学修において、「まちづくり」や「都市計画」の分野も重要だと感じており、個人的にも興味関心を持っていく。都市計画は、工学的観点からも捉えられるが、法的観点からも捉えられ、行政法学的には「行政計画」の1つとされている。

「行政計画」とは、行政機関が一定の目標を設定し、その目標を達成するために必要な手段を総合的に提示するものである。行政計画としての都市計画の法的特徴は、法律に根拠を有する法定計画であり、私人に対

行政計画としての「都市計画」の特徴

する法的拘束力を有する点にある。都市計画には、区域区分の決定、地域地区の決定、地区計画の決定、都市計画事業の策定・認可などがある。例えば、ある用途地域が指定されれば、該当地区内の私人はそれに反する土地利用をすることができなくな



【学生のプロフィール】
登山や釣り、キャンプなど自然の中で過ごすことが好きです。自然の多い地域で生活したいと思っています。

対象である。不動産学部のカリキュラムにおいても、学生たちは、工学的・法的・経済学的観点から「都市」について、複数の科目で、学修・研究している。「都市」を形作っていく上で、重要な役割を果たしているのが、今回のテーマとなっている「都市計画」であるが、その根拠法となる「都市計画法」は、良好な都市環境を形成し、人びとの「公共の福祉」の増進を図ることを目的としている。この都市空間における「公共の福祉」をどのようなものとして考えるかは、行政

私人への拘束力持つ

意見提出機会の重要性

る。このように、私人の行為を規制する性格を有することから、都市計画を策定していくにあたっては、市民、利害関係者が広く参加できるような仕組み

・プロセスが重要であること
・縦覧の間に意見を提出することができる。市民や利害関係者が広く参加できるような仕組み・プロセスを充実させることが、人々の理解・納得を得るためにも重要であると考ええる。

【教員による展開】
(兼重賢太郎教授)
個別の土地や建物だけでなく、それらの集合体として、市民や利害関係者が広く参加できるような仕組みが肝要となるのである。

【教員による展開】
(兼重賢太郎教授)
個別の土地や建物だけでなく、それらの集合体として、市民や利害関係者が広く参加できるような仕組みが肝要となるのである。